

会計基準の国際的調和の動向と EU の会計戦略

倉 田 幸 路

- I はじめに
- II LASC を巡る近年の動向
- III EU の会計戦略
- IV おわりに

I はじめに

近年、会計基準の国際的調和化の必要性が強調され、日本の会計基準も大きく変化してきた。実際、近年改訂された、ほとんどすべての日本の会計基準（たとえば、連結会計基準、金融商品会計基準、退職給付会計基準、外貨換算会計基準等）は、アメリカの会計基準及び国際会計基準（以下、IASと呼ぶ）に近いものとなっている¹⁾。

これまでも会計基準の国際的調和化をめざし、IASを作成してきた国際会計基準委員会（以下、IASCと呼ぶ）も、さらなるグローバルスタンダード設定機関をめざして、組織改革を行っている。すなわち、1999年11月「IASCの未来像」(IASC [1999])を公表し、従来の公認会計士団体を中心とする機構から、独立した、少数のフルタイムの高度に熟練した専門家による基準設定団体へと展開しようとしている。

また、証券監督者国際機構（以下、IOSCOと呼ぶ）は、2000年5月17日付けで「多国籍の証券の募集及びクロスボーダーの上場を容易にするためのIASCの基準の使用に関する決議」(IOSCO [2000])²⁾を公表し、関連する解釈指針を含む30のIAS基準（『IAS 2000基準』）を評価し、IOSCOメンバーに対し、原則として、多国籍の発行体が30のIAS 2000基準を使用することを認めるよう勧告した。このことにより、一挙にIASへの関心は高まったといえる。

ところで、一般にグローバルスタンダードと言えば、会計基準の場合何を指すのであろうか？多くの場合、アメリカ基準あるいは英米（アングロ・サクソン）基準を指すであろう。会計基

1) このように、日本基準とIASとはかなり似たものとなっているが、必ずしも全く同じではない。たとえば、全般的な日本基準とIASの相違について、荻原 [2000] と諏訪部 [2000] 参照。また、特に、外貨換算基準についてその相違を詳しく論述したものとして倉田 [2001] 参照。

2) このIOSCO [2000] の紹介及び本文の翻訳したものとして、歛持 [2000] 参照。

準の場合、アメリカ基準であるのかIAS基準であるのか？もし両者が同じであれば問題はないであろう。一般には、極めて似た基準であるとみることもできるが、たとえば、アメリカの財務会計基準審議会（以下、FASBと呼ぶ）が、1999年に公表した、アメリカの基準とIASとの比較プロジェクト『IASC-US比較プロジェクト：IAS基準とUS-GAAPとの類似と相違に関する報告書』（FASB [1999]）では、数百ページにわたり個々の基準ごとにその相違を研究している。このようなことから、FASBは、証券取引委員会（以下、SECと呼ぶ）が2000年2月に公表したコンセプト・リリース「国際会計基準」（SEC [2000]）に対して、これに対する回答書（FASB [2000], FAF. FASB [2000]）を2000年6月に公表し、IASC基準を用いる外国企業にUS-GAAPへの完全な調整表を要求している。少なくとも、FASBはUS-GAAPとIASとは異なるものとみていることは明らかである。

さらに、一般にアングロ・サクソンと呼ばれ、同じような言語・文化・環境のもとにあるとみられるアメリカとイギリスも、会計基準に関して、必ずしも同じ基準とはみることができない場合がある。たとえば、固定資産の時価評価を認めるイギリス基準と固定資産に関しては時価評価を認めないアメリカ基準、総認識利得損失計算書で当期利益に算入されない利益が実現した時にリサイクルを認めないイギリス基準と包括利益計算書で実現可能利益が実現したときにリサイクル（再分類調整）を認めるアメリカ基準、買い入れのれんをブランドとして資産計上を認めるイギリス基準と認めないアメリカ基準というように、かなりその本質的相違もみることができる。

このような状況の中で、日本と同じような大陸法系の会計基準をもつヨーロッパ諸国（イギリスは除く）をかかえるヨーロッパ連合（以下、EUと呼ぶ）においても、EUにおける会計基準の調和化の問題に取り組んできた。EU域内における自由な商品、資本の移動をめざすEUにとって、会計基準の調和化は欠くことのできない問題である。周知のように、EUにおいて、個別財務諸表に関する第4号会社法指令（78/660 EEC, 25 July 1978）、連結財務諸表に関する第7号会社法指令（83/349/EEC, 13 June 1983）をはじめとしていくつかの会社法指令により会計基準の調和化を図ってきた。この会社法指令は、EU各国には国内法化する強制力があり、EU加盟各国に大きな影響を及ぼすものである。したがって、EU各国の会計基準をみると、このEUの会計戦略が与える影響は欠くことのできないものであると考える。

前稿（倉田 [1998]）でも、EUの会計戦略の重要性をみてきたが、近年、さらにその政治的影響力を行使し、積極的に会計基準の国際的調和化に関与していくとする姿勢がみてとれる。本稿では、特に近年の国際的調和化の動向に影響を与える諸問題に関して、上記のIASCを巡る近年の動向及びEUの会計戦略の問題を中心に整理することにしたい。

II IASC を巡る近年の動向

(1) IASC の構造改革

IASC 理事会は、自らをグローバル・スタンダード・セッターとするため、1997年に戦略作業部会（Strategy Working Party）を設置し、1998年に討議資料「IASC の未来像」を公表した³⁾。その後、これに対するコメントにより、大幅に修正した「IASC の未来像への勧告」(IASC [1999])⁴⁾を公表した。最も大きな変更点は、理事会と基準開発委員会（SDC）による二院制（bicameral）から、単一の理事会による一院制（unicameral）へと変更したことである。すなわち、この戦略作業部会の議論は、「アメリカ SEC の主張する外部から独立した少数のエキスパートにより会計基準を作るのが良いか、ヨーロッパのいくつかの国（の代表である EU 委員会）の主張する多くの国の代表によって基準を議論していく形が良いか」という 2 つの相反する考え方の対立⁵⁾にあり、結果としてアメリカ型の基準設定機関をめざしているということができる。

この文書において、IASC はその目的をつぎのように述べている (par. 10)。

- (a) 世界中の資本市場における参加者が適正な経済的意思決定をすることを助けるために、財務諸表上高品質で、透明性が高く、比較可能な情報を要求する、一組の高品質で、理解可能で、実行可能なグローバル会計基準を公共の利害のもとで発展すること
- (b) これらの基準の利用と厳格な適用を促進すること、そして、
- (c) 各国の会計基準と国際会計基準を高い品質で収斂すること。

また、この目的を達成するために、「最も良い会計解決策を見いだすリーダーとして行動し、各国の基準設定者と共に活動することを通して国際的に会計基準を収斂するようにすることにより、IASC が述べた目的を達成することを可能にするであろう国際的組織を提供する」という戦略をとる (par. 11)。

このため、2001年1月より評議委員会（Trustees）、理事会（Board）、解釈指針委員会（Standing Interpretations Committee）、基準勧告委員会（Standards Advisory Council）という 4 つの組織を中心とする構造に変革することになった。この組織を立ち上げるため、はじめに指名委員会（Nominating Committee）を任命する。それぞれの組織の構成は概略つぎのとおりである (par. 19)。

指名委員会……新しい構造の実行を始めるために任命される。この指名委員会は、5人から8人で構成される。最初の評議会を選任する上で、公共の利害により行動し、地理上及び役職

3) この文書を解説した論文として、平松 [1999] 参照。

4) 本節における IASC [1999] からの引用、参照は、パラグラフのみを示すこととする。

5) 山崎 [2000] 33ページ。

上異なる背景から選任される。

評議会……地理上及び役職上異なる背景から選任される19人のグループであり、理事会、解釈指針委員会（以下、SICと呼ぶ）、新基準勧告委員会を任命する。また、IASCの戦略を再検討し、IASの有効性をモニターし、資金調達し、IASCの予算を承認し、構成を変える責任がある。

新理事会……14人（12人はフルタイム、2人はパートタイム）からなる。理事会メンバーとして最も重要な資格は技術的専門家である。理事会のメンバーの選任は、地理上の代表に基づかない。すべての理事会メンバーは公共の利害に基づいて行動するように要求される。新理事会メンバーのうち7人は各国の基準設定者と公式の連絡責任を持つと期待され、IASを設定する上で重要な役割を果たし、会計基準を高い品質で収斂することを達成する上でIASCを助ける。理事会は、すべてのIASCの技術的問題、たとえば、IAS、公開草案、SIC（Standing Interpretations Committee：解釈指針委員会）により作成された最終解釈の最終承認に対して責任を負う。

SIC……現在の形で継続する。

新基準勧告委員会……現在の諮問グループが改組されたものであり、理事会及び評議会に技術的及び他の勧告を与える上で、公式の手段を提供する。

このように、新しいIASCの組織は、理事会が基準設定の中心であり、これは、地理的構成にかかわらず、専門能力により選任され、アメリカのFASBと似た組織となっている。SICは現在と同様に詳細な解釈指針を公表し、理事会で意見を表明できない国、地域のために、新基準勧告委員会を置くという構成になっている。

IASCの新組織は評議委員会の選任を終え、現在理事会の選任を進めているところである。

(2) IOSCOの決議

IOSCOは、これまでIASCと共にコア・スタンダード作業計画を通して作業を進めてきた。IASC 2000基準について、2000年5月17日にIOSCO [2000] を公表し、IOSCOのメンバーに対し、入境してくる多国籍の発行体が、30のIAS 2000基準を使用することを認めるように勧告した。IOSCOは、この文書の中で、「総会は、IASCの熱心な作業及び世界的規模で財務報告の質を高めるために貢献したことに対してIASCを祝福する。今日までのIASCの作業は、IASC基準の質の著しい改善を効果的に行うことには成功してきた。」と述べてIASCを評価しながらも、その使用を認める際に、未解決の本質的な問題を処理する必要がある場合には、つぎの補完（追加的措置）をとることを認めている。

- ・調整：IASC基準の下で適用される方法と比較して異なる会計方法を適用する影響を示すある項目について調整を要求する。
- ・開示：財務諸表の本体あるいは脚注に追加開示を要求する。

- ・解釈：IASC 基準で提供される特定の選択肢を用いたこと、あるいは IASC 基準が明らかではないあるいは基準がない場合に、特定の解釈を明記する。

さらに、「各国のあるいは各地域の特別な要請の一部として、使用された会計処理方法の結果を IASC の方法を適用した場合の結果に調整することなしに、IASC 基準の特別の事項を免除することがありうる。免除の利用は、特定の IASC 基準が国内のあるいは地域の規制に反する場合に、各国の規制当局により確認された問題点のような例外的な状況に限られるべきである。」と述べて、IASC 基準が、各国の規定に反する時は、その適用を免除することも可能であることを示唆している。

そして、「IOSCO は、IASC 基準のような会計基準の本体は、現存の及び緊急な問題に取り組むために発展しつづけなければならないことに留意している。IOSCO の勧告は、IOSCO は IASC の作業及び構造に関与しつづけるであろうということ、そして IASC は基準本体を展開しつづけるであろうと考えている。」と述べて、継続的に関与していくことを示している。

このように、IOSCO が IASC 2000 基準の使用を認める勧告を行ったといつても、各国の規制当局がその市場に参入しようとする外国企業に対して、調整や追加開示を要求したり、特定の解釈をもとめることができ、また、ある基準についてはその適用を免除することもできる。そもそも、IOSCOにおいて、コア・スタンダードを検討してきた第一作業部会は、外国企業が当該市場から資金調達を行う場合に、どういう基準が適切であるか、を定める機関であり、直接国内市场における基準設定を行う機関ではない。現在、日本とヨーロッパの国では相互承認が行われ、その国の言葉に翻訳し、基準の相違を説明すればよいが、世界最大の資本市場を抱えるアメリカでは日本及びヨーロッパ諸国は自国基準のままでは資金調達できない。しかし、アメリカもアメリカ基準によるだけでなく、各国の基準により作成された財務諸表に調整表をつけることで上場が認められる。したがって、この IOSCO の決議により、企業にとっては選択肢が一つ増えたことになると思われる。つぎに述べるように、アメリカの対応はいまだ不透明であるが、もし、アメリカが IAS により作成された財務諸表を受け入れるならば、多くの国際的に活動する企業の財務諸表は IAS により作成されることになるであろう。

本文書には30の IASC 2000 基準があげてあるが、これについては広瀬〔2000〕に附表として示されている。

(3) SEC 及び FASB の対応

このような、IASC の展開に対し、IOSCO のメンバーであるアメリカの SEC は前項でみた、IOSCO の IAS 推奨文書に先立ち、2000年2月に、国際会計基準に関するコンセプト・リリースを公表した。これは、現在、アメリカは IAS で作成された外国企業の財務諸表に、調整表をつけることを要求しているが、IOSCO が IAS を承認すると、この実務が問題となる。そこで、外国企業が IAS で作成した財務諸表を受け入れることについて、多くの関係者のコメン

トを求めたものである。

これは、「SECから何らかの受入れに関する具体的な提案が示されたものではない。しかしながら、SECの出した26項目に上る質問事項やページにして50ページにも及ぶ質問に付随する詳細な説明は、SECのIASの受入れに対する並々ならぬ関心と今後の取組みへの意欲を示すものといえよう。」⁶⁾というように、SECはIOSCOがIASのコア・スタンダードを承認した場合に当然問題となる、IASに対するアメリカの対応を問うたものであり、IASの受け入れに対する強い意欲を示したものであろう。

はじめに、このリリースの目的について、「IAS基準の受入れと、ますますグローバル化する資本市場のためにグローバルな財務構造を形成する広範な問題について国内及び外国の利害関係者からフィードバックすることを目的とする。リリースは、

- ・ IASC基準の質に関してコメントを要請する
- ・ 発行体や監査人が、しばしば多くの国で財務情報を提供する多国籍組織である環境において、いかなる基礎構造が必要であるかに関して問題を募る。

リリースは、IASC基準の受入れによっていかなる重要な利害が生じるであろうか、ということを確認したい。そして、委員会は、すべての財務諸表をUS-GAAPに調整すべきであるという現在の要求を修正すべきかどうかに関してコメントを求めていた。」と述べ、特に、発行体、公認会計士、投資者が初めてIASを用いた時のことを調査することを目的とし、26の質問をしている。

その主要な問題点はつぎの3つに分けられる。

- ① IAS基準の質
- ② US国内発行体の活動レベル
- ③ IASCの報告を支持する基礎構造

IASC基準の受容は、IASC基準がUS-GAAPと同じ報告をするものではないとしても、US-GAAPと同じ報告の質を要求するIASC基準の能力に依存すると期待される。したがって、IAS基準の質が問題となる。つぎに、SECが現在の調整要求を修正することは、国内の登録企業を外国企業に対して競争上不利な状況にするかどうかが問題となる。最後に、いかにIASC（及び他の会計基準）が実務で適用されるかに影響を与える財務報告フレームワークに関連して、解釈指針や監査等の問題について質問している。

この質問に対して、FASBは、6月5日付けで、単独のFASB[2000]と、財務会計財団(FAF)との共著のものFAF-FASB[2000]の2つを公表した。前者は30ページに及び、SECの質問に対してFASBの見解を展開している。そこでは、調整表なしにIASを受け入れることに対する強い反対意見が展開されている。以下、FASB[2000]によりその概要をみること

6) 西崎[2000] 115ページ。

にする⁷⁾。

はじめに、「資金提供者がグローバルな公的資本市場で意思決定を行う上で有用である高品質で国際的に比較可能な財務情報に対する需要はますます強く増大している。理想的には、国内の財務報告にも、クロス・ボーダーの財務報告にも一組の高品質な会計基準を用いることにより、この需要が満たされることであろう。FASB は、世界的規模で財務報告の質を改善する一方、国内基準と国際基準を収斂する上で、IASC や他の基準設定者と作業を続けてきた。」(2/30 ページ) と述べて、単一の高品質の基準が必要であり、FASB はこれまで IAS と共に活動してきたことを強調している。この SEC のコンセプト・リリースの質問に対して、「IASC は、コア・スタンダード・プロジェクトの結果として、その基準の多くを著しく改善してきたし、ますます多くの国や国際組織が外国市場への登録のために、IASC のコア・スタンダードの利用を支持することを表明していることを、われわれは注目している。」(2/30 ページ) と述べて、これまでの IASC の活動を評価しながらも、IAS の改善から受け取る潜在的便益は、つぎの点から評価しなければならないとしている (2-5/30 ページ)。

① IASCに基づく財務諸表と US-GAAP に基づく財務諸表の潜在的相違

もし、SEC が、外国企業がその財務諸表を US-GAAP に再調整することなく IASC 基準を用いるであろうという結論に達するならば、このことは、必然的に国内企業は同様に IASC 基準を用いることが許容されるかどうかについて問題が生じるであろうと考えている。われわれは、現在、アメリカ国内の財務報告に対して IASC 基準に役割があるかどうかを考慮することは適当でないと信じている。コンセプト・リリースは、IASC 基準を国内財務諸表に用いようとしているわけではないし、SEC の結論は、外国の登録企業にだけ適用しようとするものである。しかしながら、IASC 基準と US-GAAP とは相違するから、調整なしに IASC に基づく財務諸表を受け入れることは、必然的に、これらの財務諸表と US-GAAP に基づく国内あるいは外国企業により作成された財務諸表あるいは、US-GAAP に調整された外国企業により作成された財務諸表とが比較できなくなる。

② 再編成される IASC を支持する要望

われわれは、アメリカ市場以外で IASC 基準がいっそう広く利用されることが望ましく、再編成されれば、IASC は発展するグローバル財務報告基礎構造に著しい重要な役割を演じるであろう。……再編成された IASC の成功は、一組の高品質な国際会計基準を継続して展開し、高品質なグローバル財務報告基礎構造を継続して発展させる活力にあるであろう。

③ グローバルな財務報告基礎構造の欠如

多くのグローバル財務報告基礎構造のさまざまな要素は、いまだ発展の初期の段階にある

7) この文書は SEC のホームページからとったため、ページ数は全体のページ数分の該当ページ数を示すこととする。

か、あるいはまだ存在しない。……グローバルな強制機構なしに、そして高品質なグローバル財務報告基礎構造の他の要素の適切な発展なしに、外国企業がアメリカ市場で IASC 基準を用いることについて、何ら理想的な結論はない。

以上のことから、外国企業がアメリカ市場で IASC のコア・スタンダードを利用することは、「財務諸表の利用者が、効果的な投資意思決定を行うために投資代替案を比較するコストを増加させることなく、(1)アメリカの投資者に対して外国企業によって作成された財務情報の比較可能性と質を維持する、(2)高品質な国際的解決策を達成するようにその基準を収斂するために、各国の基準設定者（FASB を含む）と IASC に圧力を強める、(3)収斂の努力に焦点を合わせるべきであるような会計の領域を確認し、順位付ける助けとなることでなければならない。」(6/30 ページ) と述べて、受け入れる条件を挙げている。

これらの点を考慮して、「現在、IASC 基準を用いる外国企業に US-GAAP へ調整する現在の要求のいくつかあるいはすべてを取り除くことが、アメリカの投資者に何らかの利益を提供するであろうと結論づけることは困難である。特に、アメリカにおける高品質な会計基準を維持する一方、この結論の結果は、ある点で、国際的な比較可能性を増加させるという FASB の全体の目的と矛盾するであろう。……また、われわれは、IASC 基準を使用する外国企業に対するすべての調整要求を完全に排除することは不可能であろうと考えている。たとえ、すべてのコア・スタンダードが調整表なく受け入れられたとしても、IASC 基準が、たとえば、特別な産業の取引のような特定のタイプの取引に向けられていないような場合には、いまだ、US-GAAP への何らかの調整が必要であろう。」(6-7/30 ページ) と述べて、現状では調整表をつける必要性があると結論付けている。

さらにこの結論の理由として、つぎの三点を挙げている (10/30ページ)。

1. アメリカにおける高品質な基準を維持する一方、国際的な比較可能性を増加させるというわれわれの目的と一貫する。
2. 高品質の国際的解決策を達成するように国内会計基準と国際会計基準を収斂することを容易にする。
3. 国際会計基準設定の独立性を維持するのを助ける。

そして、この結論にいたるまでに、「(1)コア・スタンダードを用いて作成された報告財務情報の質と比較可能性について存在する証拠、(2)IASC 基準が用いられた時に US-GAAP への調整表を削除することによる利用者の潜在的コスト、(3)調整表なしに非 IAS 基準を適応させることについて SEC に対する潜在的需要、(4)SEC と IASC とその他の機関の将来の相互の影響についての問題。」(10/30ページ) という点を考慮していると述べ、この後もさらに詳細に調整表をつけるべきである理由を説明している。

このように、FASB は、調整表なしに、外国企業が IAS に基づいて作成した財務諸表を受け入れることに強く反対している。

III EU の会計戦略

EU 各国も、会計基準の国際的調和化に対応し、国内基準を整備している。しかしここで忘れてならないのは、会計基準の問題を見る上でも、EU がその上部構造として存在することである。倉田[1998]でも指摘したように、特に、指令に準ずるその他の公的法令である、1995年11月の委員会コミュニケーション「会計の調和化：国際的調和化に対する新戦略」(COM95(508)) 以来、いっそう IASC との連携を深めている。本節では、このEU における会計戦略の全体像を描写することにしたい。

(1) EU の会計文書設定組織

各国が国内法化することが強制される会社法指令を設定する欧州委員会がその中心にあるが、特に会計問題を検討する委員会として連絡委員会 (Contact Committee) と、会計諮問フォーラム (Accounting Advisory Forum) を挙げることができる。それぞれの役割はつぎのとおりである⁸⁾。

連絡委員会は、加盟国の代表と委員会の代表から構成される諮問機関である。第4号指令の第52条の規定に従って委員会により設定してきた。連絡委員会の機能はつぎのとおりである。

- ・特に会計指令の適用と結びついて生じる実務問題を取り扱う通常会議を通して、会計指令の調和的な適用を促進する
- ・もし必要ならば、会計指令の追加あるいは修正を委員会に勧告する特に IAS に関する問題を議論するために定期的に開催される技術小委員会をもつ。

会計諮問フォーラムは、EU における会計に利害のある主要な当事者からの専門家の機関である。フォーラムは基準設定機関ではない。その主要な機能は、会計問題に関して委員会に勧告し、さらに調和化を促進するために可能な方法を勧告することである。

フォーラムのメンバーは個人として招待される。

このように、連絡委員会は加盟国の代表からなり、公的性格の強いものである。会計指令の適用上生じる問題を検討し、必要な場合にはその修正を提案するという極めて指令設定に強い影響力をもつものである。また、その下部組織として、国際会計基準に関連する問題を検討する技術小委員会 (Technical Subcommittee) をもち、EU 会計指令と IAS との相違を検討し

8) EU ホームページによる。

ている。これに対して会計諮問フォーラムは、基準設定組織ではなく、しかも個人の資格で参加している。したがって、会計諮問フォーラムが作成した文書に拘束力はないが、逆に自由に議論できるメリットがある。

(2) 会計に関する近年のEUの公表文書

近年EUが公表した会計に関する文書を分類して示すとつぎのとおりである⁹⁾。

会計指令	その他の公的法令
第4号指令「個別財務諸表」 (78/660/EEC, 25 July 1978)	☆ 「EU財務報告戦略：前進」 (COM (2000) 359, 13. 06. 2000)
第7号指令「連結財務諸表」 (83/349/EEC, 13 June 1983)	「第4号及び第7号会計指令のある条文に関する解釈 コミュニケーション」(OJC 143, 21. 1. 98)
第11号指令「加盟国に開設された外国企業の支店への開示要求」 (89/666/EEC, 21 December 1989)	「会計の調和化：国際的調和化に対する新戦略」 (COM95 (508), November 1995)
指令「保険企業の個別及び連結財務諸表」 (91/674/EEC, 19 December 1991)	☆ 「[個別及び連結財務諸表についての評価規則に関する指令78/660/EECと83/349/EECを修正する欧州議会及び理事会の指令に対する提案」(COM (2000) 80, 2000/0043 (COD) 24. 02. 2000)] 〔「EU加盟国における第4号指令の実行」(1 January 1998), 「EU加盟国における第7号指令の実行」(1 January 1998) ¹⁰⁾
指令「加盟国以外に本社がある金融機関が加盟国に設立した支店の義務」 (89/117/EEC, 13 February 1989)	
指令「金融機関の個別及び連結財務諸表」 (86/635/EEC, 8 December 1986)	
その他文書	
金融機関関連	
「金融機関の個別及び連結財務諸表に関する会計指令86/635/EECに従って要求される開示を実行するために金融商品やその他の項目に関する情報開示についての勧告」(C(2000)1 372, 23.06.2000)	「1999年7月1日以降に開始する会計期間に適用可能な国際会計基準とヨーロッパ会計指令との合致の検証」 「SIC-16とヨーロッパ会計指令との合致の検証」 「IAS35, IAS36, IAS37, IAS38, IAS22 (1998改訂), IAS16 (1998改訂), IAS28(1998改訂), IAS31(1998改訂)とヨーロッパ会計指令との合致の検証」(XV/60 10/99)
ユーロ関連	
「ユーロ導入時の会計処理」(1997)	「IAS19とヨーロッパ会計指令との合致の検証」(X V/6020/99)
「ユーロによる財務情報システムの作成」 (1997)	「IAS32(1998改訂)とヨーロッパ会計指令との合致の検証」(XV/6026/99)
会計諮問フォーラム	
「キャッシュ・フロー計算書」(1997)	「IASとヨーロッパ会計指令との合致の検証」【1998年7月1日以降に開始する会計期間に強制されるすべてのIASを含む比較文書】(XV/6005/99)
「慎重性と対応」(1997)	「IAS1とヨーロッパ会計指令との合致の検証」(XV/ 7030/98)
「外貨建取引」(1995)	「IAS12とヨーロッパ会計指令との合致の検証」(X V/7012/98)
「国庫補助金」(1995)	「IASとヨーロッパ会計指令との合致の検証」【1996年に強制されるほとんどのIASを含む比較文書】
「リース契約の会計処理」(1995)	
「財務報告における環境問題」 (XV/6004/94) (1995)	

9) EUホームページによる。

10) 本文書は、EUがErnst & Youngに依頼して調査したものであり、EUの文書ではないが、EU加盟国における、第4号指令、第7号指令の国内化の多様性を知る上で重要な文献であり、ここに取り上げた。

上記の一覧表に示したとおり、基幹となる会計指令は、個別及び連結財務諸表に関する第4号指令と第7号指令及び金融機関等に関する指令とに分けられる。このうち、金融機関に関する指令や提案は、金融サービス（Financial Services）の部門で扱われる。近年 IASC に接近した会計基準の調和化をめざす EU にとって、IAS と会計指令との合致は非常に重要な問題であり、「比較文書指令—IAS」として、1996年以降、特に1998年以降連絡委員会を中心として精力的に取り組まれていることがわかる。その結果、その他の公的法令のところで挙げた4つの文書（最後の1つは欧州議会及び理事会への提案であり、正式な公的法令ではない）にみられるように、第4号指令や第7号指令への修正を行うものとなっている。また、その他文書として、会計諮問フォーラムの議論も現在6つ文書化され公表されている。しかし、1998年以降文書が公表されていないのは、IAS との合致の検証に精力を注いでいるためであると思われる。

本稿では、特に2000年に入り公表され、大きな EU の会計戦略を示す☆をつけた2つの文書をみるとことにより、EU の会計戦略を分析し、今後の方針を検討することとしたい¹¹⁾。

(3) 第4号及び第7号指令を修正する提案 (24. 02. 2000)

本項では、上記の表のその他の公的法令の中に挙げた、「個別及び連結財務諸表についての評価規則に関する指令78/660/EEC と 83/349/EEC を修正する欧州議会及び理事会の指令に対する提案」(EU [2000. 6])を取り上げ、その内容を検討することにする¹²⁾。これは、このEU のホームページの中のニュースの表題に「財務報告：委員会は公正価値会計の導入を提案」というセンセーショナルな題が付けられ、注目を集めたものである。この文書により提案された内容を正しく理解することが重要である。

この提案の背景からみると、近年、IASC をはじめとして、複雑な金融商品の会計基準の設定が会計基準設定の緊急のテーマとなっていると認識し、現在の状況を、「提案された解決策は、会計指令に基づく歴史的原価評価モデル（資産あるいは負債が取得された時の歴史的原価）から、指令により現在認められていない貸借対照表項目評価方法、すなわち、しばしばその項目が取得あるいは取替原価ではなく現在の市場価値である価値会計と呼ばれる、『公正価値による評価』あるいは『公正価値会計』の評価方法への移動という共通のテーマを持っている。IASC は、今、金融商品に関する新しい基準に公正価値会計を導入し、それは、ある金融資産や負債を公正価値を企業の財務諸表において公正価値で評価されることを要求する。」(3/22 ページ)として、金融商品には「公正価値」で評価することが一般的にならきっていることを

11)もちろん、EU の会計問題全般をみるとために、IAS との比較文書、金融機関に関する指令、会計諮問フォーラムの文書も重要であり、これらのテーマは別稿で分析することにしたい。

12)この文書は EU のホームページからとったものであり、ページ数は全体のページ数分の該当ページ数で示すこととする。なお、この文書の邦訳にあたり、菱山淳助教授の私訳（未公刊）を参考にさせていただいた。

認識している。

この間、95年に公表した「会計の調和化：国際的調和化に対する新戦略」以来、「加盟国のレベルにおいて、この政策に対する支持は、1998年の初め以来、7つの加盟国が、その財務諸表が会計指令に準拠している限り、上場企業に国内規制の代わりにIASに沿った連結財務諸表を作成することを認めるように国内の法律あるいは規制をすでに修正したという事実により証明される。」(4/22ページ)しかし、「提案された修正なしに、会計指令に準拠し続ける一方、IASを用いようとするような企業は、評価規則で障害に直面するであろう。したがって、一般にこの提案の目的は、これらの企業が、国際的に活動するヨーロッパ企業の資本市場の財務報告要求に従って留まれるように、国際的な会計基準設定における事業展開やこれに関連した発展に沿って会計指令を現代化することである。」(4/22ページ)というようにEU加盟国がIASに準拠した財務諸表を認めて、この金融商品の基準により、EUの規定とIASの規定と両方に従った財務諸表を作成することは不可能になってきている。そこで、EUの会計指令を修正して、この矛盾を解消する必要がある。

しかし、この文書は、中小企業及び、銀行及び金融機関に関する指令の影響を受ける保険会社、銀行等の金融会社には適用されない。

この提案の具体的な内容についてみると、「委員会は、すべてのあるいは特定の範囲の企業に、公正価値会計を適用することを許容するあるいは要求することを加盟国に要求(requirement)するという形をとるべきであるという立場である。」(6/22ページ)の述べて、加盟国に許容あるいは要求するという選択権を与えた。その理由として、「金融商品に関する会計処理は、財務報告の急速に発展した分野であり、検討中であり、世界中の会計基準設定者により展開されている。このため、提案は、加盟国に公正価値会計を解釈するいくらかの余地を含んでいる。公正価値会計に関する一つの詳細なシステムを指令に取り入れる修正を提案することは可能である。しかし、非常に詳細なシステムは、非常に早く陳腐化するであろう。」(6/22ページ)という点をあげている。さらに、デリバティブについて、「公正価値で財務諸表の評価が適用されるところでは、すべてのデリバティブ金融商品は、貸借対照表上公正価値で評価されるであろうということを要求する。今まで貸借対照表に算入されていなかつたいくつかのデリバティブ商品は、はじめて貸借対照表に計上されるであろう。公正価値での金融商品の評価が適用されないところでも、デリバティブ商品に関しては、公正価値のディスクロージャーが行われるであろう。」(6/22ページ)として、デリバティブについてはすべて公正価値評価される。

また、公正価値をどの財務諸表に適用するかという点について、「提案は、加盟国が、すべてのあるいはある特定の範囲の企業に公正価値会計を個別財務諸表と連結財務諸表の両者に適用することを許容あるいは要求することを求めているが、公正価値の使用を連結財務諸表に制限することを望む加盟国はそうすることもできる。」(6/22ページ)と述べて、公正価値は個別、連結両者に適用されるが、会社の種類あるいは連結財務諸表だけに限定する選択権も残さ

れている。さらに、金融商品の会計処理の国際的発展を考慮して、3年以内に提案を見直すこととしている。

また、公正価値が適用される具体的な貸借対照表項目について、「連絡委員会は会計指令の現代化を行うことを望んでいるが、この提案は公正価値会計をすべての金融商品に包括的に適用すること——会計指令における会計評価の基礎としての歴史的原価を取り替えることになるであろう——を認めるべきではないという共通の認識があった。この公正価値による評価方法は適切である——しかし、ある金融資産と金融負債に限ってだけ——という国際的に共通の認識がある。……この会計指令の現代化は、会計指令の基礎としての歴史的原価を取り替えようとするものではない。したがって、公正価値は、すべての貸借対照表項目に認められるわけではない。固定資産（たとえば土地、建物、機械、備品）のような金融商品でない項目の評価方法は、これまでと変わらない。同様に、長期負債のようなある金融商品についても歴史的原価で表示し続けるであろう。」(7/22 ページ) と述べて、必ずしもすべての貸借対照表項目に公正価値の適用をするものではない。そこで、どの項目に適用するかが問題となるが、「第一に会計指令に会計用語の定義を挿入する困難さ、第二に最初に変化した環境のもとで商品を定義する困難さ」(7/22 ページ) という理由で、いわゆる「定義アプローチ」(definition approach) はとらない。したがって、「委員会は、公正価値で評価できる金融商品のリストを作り上げることは、実務上実行不可能であり、その結果として、この提案は、この提案のもとで公正価値で評価できない貸借対照表項目を特定するという結論に達した。」(8/22 ページ)。

そして、利益の認識と分配の問題に関連して、未実現の利益を損益計算書に含めるかどうかの問題がある。特に金融商品に関して、「ある金融資産や金融負債を公正価値で評価することを適用する可能性あるいは要求を取り入れることは、公正価値の変動をいかに会計処理するかに関して問題が生じる。問題は、特に損益計算書における『未実現利益』を含める影響に関して生じる。このことは、利益の分配にいかに影響を与えるか？歴史的原価という評価基礎のもとで、購入あるいは販売取引が行われるであろうという理由で、その会計年度の損益計算書に算入されると、利益の『実現』についてかなりの程度確実性がある。公正価値モデルのもとで、資産あるいは負債の価値は変動するであろうし、何らかの利得は、取引が行われなかつたという意味で『実現』していないにもかかわらず、損益計算書に算入されるであろう。慎重性あるいは保守主義の観点から、これらの利得を株主に分配可能なものとみることは、慎重とはみられないであろう。」(8/22 ページ) として、売買目的以外の金融商品の公正価値評価の除外を許容し、さらに、「これらの商品が短期に頻繁に売買されるならば、利得と損失は『実現』し、公正価値の変化は、他の売買取引と同様に、損益計算書を通して会計処理されるべきであるということが一般に受け入れられている。これらのこととは、公正価値の使用を売買目的で所有している項目に限り、また、長期、通常はあらかじめ決められた期間所有することが計画されている『満期保有項目』を含む売買目的以外で所有されている項目を公正価値から除外する、

というオプションを加盟国への提案に含むという問題に導く。……加盟国は、売買目的以外の商品の公正価値の変動は、損益計算書を通してではなく、貸借対照表の持分の公正価値剰余金を通して会計処理すべきことを許容あるいは要求することができる。実現していない利得は株主に分配可能なものとすべきではない、という懸念によりこのように取り扱われる。」(8-9/22 ページ)と述べて、売買目的以外の金融商品の評価差額を直接持分として計上する方法も認めている。

ヘッジ会計については、「提案は、ヘッジ商品の価値の変動を損益計算書ではなく、持分で認識することを許容し、ヘッジ会計について詳細なルールは設定しない。」(9/22 ページ)として、規定していない。

この提案により、第4号指令及び第7号指令の条文が追加修正される。その概略はつぎのとおりである。

(1) 第4号指令

以下の各条の追加

42a 条 金融商品の公正価値評価を許容あるいは要求

42b 条 公正価値評価に利用される公正価値

原則 市場価格

例外 一般に認められた評価モデル（オプションプライスモデル、割引キャッシュフロー）

42c 条 公正価値の変動はいかに計算されるか

その会計年度の損益計算書で認識

持分の公正価値準備金で認識

43a 条～42c 条、46a 条 注記

52a 条 3年以内にこの提案がどう機能しているかを検討する

(2) 第7号指令

34a 条、34b 条、34c 条、36a 条、48条の各条文が新設されるが、これは上記第4号指令の43a 条、43b 条、43c 条、46a 条、52a 条に対応する

(4) EU 財務報告戦略：将来の方向 (13. 06. 2000)

前項でみた2月24日の提案を受けて、リスボンで開催された欧州議会により6月13日には「EU 財務報告戦略：将来の方向」(EU [2000. 6])を公表した。これにより、EUの将来の会計戦略がかなり明確になったと思われる。以下、本項では、このEUの新戦略をみることにする¹³⁾。

13) 本項のこの文書からの引用はパラグラフだけを示すこととする。

リスボン欧州議会の主要なテーマは、「成長と高い雇用という EU の中心目的に貢献する単一の金融市場」(par. 1)である。このために、「企業と投資家に役立つ企業の財務諸表の比較可能性を高める」必要があり、「この目的を達成するために、EU は、共通の財務報告基準——すなわち、透明で、理解可能で、適切に監査され、効果的に実施される基準——を要求する」(par. 2)。また、現在の EU の各国の会計報告の現状について、「現在、EU 内で多くの異なる財務報告ルール、個別の取引に基づき異なる解釈がある。改革が行われなければ、不一致——その多くは非常に重要である——は継続するであろう。ヨーロッパの財務報告は、断片的なままであり、それにより大規模で流動性の高い単一の EU 資本市場の発展を妨げている。」(par. 4)として、EU の市場統合のための障害になっていると述べている。

それは、「EU 会計指令は有限責任会社にとって EU 会計規則の基礎であり続ける一方、われわれの現在の指令は、全ヨーロッパあるいは国際的証券市場で資本を調達しようとする企業のニーズを満たさない。」(par. 9)からであり、「EU 会計指令の厳格で、ときに過度に規定する性格から、証券市場のニーズに最も適する財務報告のためのいっそう効率的で責任のあるシステムへ移行する道が考慮されなければならない。」(par. 12)として、その方向を示している。

つぎに、具体的な前進の方向をみることにする。欧州議会は、「完全に統合した金融サービス市場の目標を2005年に設定する。出発点は比較可能な財務報告である。」(par. 13)として、金融市场統合の一貫として会計戦略を位置付けている。現在 EU 内で用いられている国際基準として US-GAAP と IAS を挙げている。しかし、「その実際の報告要求は多くの点で異なっている」(par. 14)。すでに述べたように、1995年の会計戦略以降、欧州委員会は IAS を選好することを決定してきた。そして、「US-GAAP は大部であり、非常に詳細な規則と解釈に基づいている。その基準を使用するために、かなりの教育と訓練が必要である。アメリカにおいて、その効果的な適用は、主に、アメリカの SEC によって行使される協力な規制及び強制力から生じる。もちろん、EU は US-GAAP の形成に影響を及ぼしえない。」(par. 15)というように、US-GAAP をみている。

そして、IAS の適用範囲として、上場企業の連結財務諸表とし、その理由として、「各国の法令による個別財務諸表に関する限り、規制と税の要求は、IAS の使用を不適切で、無効なものとさえするであろう。それにもかかわらず、可能なときはいつでも、加盟国は、個別財務諸表も同様に IAS の使用を要求する点まで促進すべきである。このことは、将来連結財務諸表の作成を容易にするであろう。」(par. 17)という点を挙げている。

つぎに、この新会計戦略を要求するために必要な基礎構造を検討している。はじめに、基本姿勢として、「EU は、EU 上場企業に対する財務報告要求を設定する責任を非政府第三者に引き渡すことはない。……EU における IAS 利用者に対して法的な確実性を達成するために、国際的基準は EU 財務報告規制のフレームワークの中で統合されなければならない。」(par. 19)

と述べて、あくまでも EU が主体となって会計基準設定を行うこととしている。そして、新会計戦略を行うために、監視の実行と基礎構造の強化が重要であるとみている。

はじめに監視の実行について、「必要な公的監視を提供するために、EU の承認機構が必要である。この機構の役割は、IAS を修正したり取り替えることではなく、新しい基準や解釈の適用を監視することにあり、これらのが重要な欠点を含んでいる、あるいは EU 環境に特別な特徴のために十分満たしていない場合にのみ介入する。」(par. 20)と述べて、何らかの承認機構が必要であり、「承認機構は、十分な EU の公的監視を保証するために、2層構造——一つは政治的レベル、他の一つは技術的レベルでなければならない。」(par. 22)として、政治的レベルと技術的レベルの 2つの段階で行われる。この 2つのレベルの関係は、「技術的レベルは、政治的レベルで設定される支配の元で必要となる」(par. 22) ものであり、「技術的レベルで、高度な適格な専門家のグループが任命されるべきである。彼らは、EU 及び国際的な財務報告要求の知識に基づいて選任されるべきである。」(par. 22)。したがって、「IAS に対する異議—おそらくめったにない—は具体的に示され、公的に記録される。個別の IAS 基準に関して技術的水準で行われる勧告は、政治的水準で批准される必要があるであろう。このような状況を回避するために、緊急な IASへの関与は、IASC の基準作成過程の早い段階で表明する必要があるであろう。実際、EU は、議論に影響を与えるだけでなく、IAS 基準設定プロセスのすべての段階で、内的な調整が必要であろう。承認機構は、IASC 内におけるヨーロッパの立場を調整する助けとなるであろう。」(par. 25) というように、この承認機構により、なるべく早い段階で IAS に関与するとしている。

つぎに基盤構造の強化について、「特別にそして厳格に強制される IAS のみが、EU 証券市場の機能を改善するであろう。強制は、(1)明確な会計基準、(2)適時な解釈及び徐行指針、(3)法令による監査、(4)監督者によるモニタリング、(5)効果的な制裁のような異なる要素の連鎖より構成される。」(par. 26) という点を挙げている。

このような新戦略を実行するためのタイム・スケジュールについて、はじめに、「2000年末までに、委員会は、すべての EU 上場企業が（承認された）IAS に従って報告し、加盟国に、非上場企業が IAS にしたがって報告することを認める（あるいは要求する）選択権を提供する要求を取り入れる提案を示すであろう。」(par. 29) というように、2000年末までに、新たな提案を行うとしている。さらに、2005年までにこの提案を実行するために、「国内法化し、上場企業に新しい一組の規則を適用させる転換を認めるために、経過期間が必要であろう。最初の立法の提案が実行される日から始まるであろう経過期間を制限し、その結果、少なくとも、2005年以降すべての上場 EU 企業は IAS 連結財務諸表を作成するであろう。」(par. 30) というように、5 年以内にすべての EU の上場企業は IAS で連結財務諸表を作成するようとする計画である。

また、現在アメリカに上場しているため等の理由で US-GAAP を採用している企業につい

て、「加盟国は、経過期間中のすべてあるいは一部の期間 US-GAAP の使用を認めることができる。」(par. 31) として、経過期間中の使用を認めている。

そして、「委員会は、2001年末までに EU におけるすべての有限責任会社による財務報告の基礎であり続けるであろう EU 会計指令を現代化する提案を取り入れるであろう。会計指令の現代化は、IAS との潜在的相違を減少させ、指令を現代会計の発展に沿うようにするであろう。」(par. 32) と述べている。

このように、EU の新戦略は、1995年の連絡委員会の文書 [COM95 (508)] に確認された IAS への接近を推進するものである。2000年末までにすべての EU 上場企業が IAS を受け入れるという新たな提案を行い、これは2005年までに実行される。さらに、2001年末には EU 会計指令を現代化する提案を行うというものである。

以下、この提案の意義及び問題点を考察しよう。

第一に、IASへの接近を図っても、EU における基準設定の権限は維持し、EU 会社法における会計指令は現代化することにより、今後も継続していくことである。

第二に、現在アメリカに上場しているヨーロッパ企業（1998年末現在235社；注 7 による）に2005年までの経過期間中 US-GAAP で作成された財務諸表を認めるとしているが、この後は、この文書を文字通り読めば US-GAAP による会計処理は一切認められず、IAS に準拠しなければならないことになる。この間アメリカが外国企業が IAS により作成した財務諸表を受け入れれば問題ないが、もし、現在 FASB が SEC のコンセプト・リリースに対する意見に示されているように、IAS で作成された財務諸表に調整表を要求するならば、EU 企業にとってまた、二重の負担を強いることになってしまう。また、この提案は日本企業にも影響は大きい。現在、EU 諸国とは相互承認をしているため、多くの日本企業は EU の市場で資金調達してきたが、今後 IAS で作成したものでなければ、資金調達できない可能性がある。現在、日本企業が IAS へ準拠した財務諸表を作成している企業は極めて少なく¹⁴⁾、日本企業への影響は大きいと思われる。

第三に、IT 等の新技术の発展もかなりこの提案に影響を与えており、最後のパラグラフで、会計指令の現代化は、「新しい技術的発展が、無形資産の認識と測定のような伝統的な会計方法を適用するうえで要求される場合には、特に正しい。」(par. 32) と述べている。おそらく、現在新たな会計問題として検討されている、企業結合と固定資産の減損に続く新たな会計問題は、無形資産の認識と測定であると思われる。これらの点でも進んで新たな会計問題に取り組む姿勢が見える。

14) IASC [2000] によると、IAS を用いている日本企業として10社挙げられている。具体的には、つぎのとおりである。

第一勧業銀行、富士通、鹿島建設、関西ペイント、キリンビール、日産自動車、さくら銀行、三和銀行、佐世保重工業、東レ。

IV おわりに

これまで、IASの再編成を中心とした、会計基準の国際的調和化へ向けた各機関、各国の対応は急速である。またこれに応じて、議論が多く行われている。IASは、国際的な基準設定機関として大きく組織替えを行い、いわばアメリカ型の専門家集団による独立性の高い基準設定機関をめざしているということができる。この状況の中で、IOSCOは条件付きながら、クロスボーダーで上場する企業に対してIASによる財務諸表を受け入れるように勧告した。これに先立ち、IOSCOのメンバーであるSECはアメリカにおけるIASの受入れに関して、アンケート調査を行った。SECのホームページによると、48のコメントが寄せられているが、そのうちアメリカの基準設定機関であるFASBのコメントを取り上げた。FASBは、現状では調整表なしでIASに基づく財務諸表を受け入れることはできないとして、詳細にその理由を説明している。この点では、当分の間、アメリカで資金調達を行おうとする企業は、アメリカ基準か、IASあるいは自国基準に詳細な調整表をつけなければならず、そのハードルは依然高いままである。

これに対してEUは、積極的にIASに関わり、2005年までにすべてのEU上場企業にIASに基づく財務諸表を提出させるさとを提案している。これについて、大手監査法人の一つであるプライスウォーターハウス・クーパースの11月27日付けの調査(PWC [2000])は興味深い。これは、ヨーロッパ16カ国(EU 15カ国とスイス)の上場企業の財務担当取締役717人に調査した。そのニュース・リリースによると、2005年までに、上場企業にIASを導入することを79%が賛成している。また、2005年以前にもIASデータの公表を望む人が75%であった。この調査によれば、このEUの会計戦略は、多くの企業にとって歓迎されているとみることができる。

このように、IASをめぐり、アメリカとEUと相互に自国の状況を考慮して、対照的な対応をしている。逆にみれば、多くの国がIASと協調していく方向を明らかにしている中、アメリカだけが際立った対応をしているとみることもできる。依然として、最大の金融市場をもち、ますます多くの企業を引きつけているアメリカだからこそ、この強気の対応がとれるのかかもしれない。強いFASBの反対があるなかで、SECの対応が注目される。

また、本稿では直接ふれていないが、EUの会計戦略に基づき、EU各国の対応も興味深い。EUという大枠を意識しながら、各国の会計問題を考慮せざるをえない特殊な状況において、またEU各国も独自の対応をしていることも重要な問題であると思われる。この問題については稿を改めて論じることしたい。

参考文献 :

- 荻原 [2000] : 荻原正佳稿「新会計基準導入後も残る問題点の検討」『JICPA ジャーナル』No. 535, 2000年2月。
- 倉田 [1998] : 倉田幸路稿「会計基準の国際的調和化へのEUの対応」『立教経済学研究』第51卷第3号, 1998年1月。
- 倉田 [2001] : 倉田幸路稿「外貨換算会計の光と影」『税経通信』第56卷第1号, 2001年1月。
- 歟持 [2000] : 歟持敏幸稿「IOSCOによるIASに関する決議について」『JICPA ジャーナル』No. 541, 2000年8月。
- 諏訪部 [2000] : 諏訪部慶吉稿「国際会計基準との比較」『JICPA ジャーナル』No. 535, 2000年2月。
- 西崎 [2000] : 西崎朱美稿「国際会計基準の受入れに係るSECの動向について」『COFRI ジャーナル』No. 39, 2000年6月。
- 広瀬 [2000] : 広瀬義州稿「国際会計基準の現状と日本の企業会計の課題」『企業福祉情報』2000年6号。
- 平松 [1999] : 平松一夫稿「『IASCの将来像』とわが国の会計基準設定機関」『企業会計』第51卷第7号, 1999年7月。
- 山崎 [2000] : 山崎彰三稿「国際会計基準の現状と日本の課題」『JICPAジャーナル』No. 535, 2000年2月。
- FAF, FASB [2000] : Joint FAF/FASB Comment Letter on SEC Concept Release, "International Accounting Standards". June 5, 2000.
- FASB [1999] : FASB, "The IASC-U. S. Comparison Project: A Report on the Similarities and Differences between IASC Standards and U. S. GAAP 2nd. ed", 1999.
- FASB [2000] : FASB Comment Letter on SEC Concept Release, "International Accounting Standards". June 5, 2000.
- IASC [1999] : IASC, "Recommendations on Shaping IASC for the Future", November 1999.
- IASC [2000] : IASC, "Companies Referring to their Use of IAS", 2000.
- IOSCO [2000] : IOSCO PRESS RELEASE, "IASC Standards", 17 May 2000.
- PWC [2000] : Preice Waterhouse Coopers, Corporate Reporting, IAS2005 Press Release, "European business backs International Accounting Standards, new survey shows", 27 November 2000.
- SEC [2000] : SEC, Concept Release on International Accounting Standards, "Summary and Question", February 16, 2000.
- EU [2000. 2] : Commission of the European Communities, "Proposal for a Directive

of the European Parliament and of the Council”, COM (2000) 80, 24. 02. 2000.
EU [2000. 6] : Commission of the European Communities, “Communication from the
Commission to the Council and the European Parliament”, COM (2000) 359,
13. 06. 2000.

参考ホームページ

FASB : <http://www.rutgers.edu/accounting/raw/fasb/>

IASC : <http://www.iasc.org.uk/>

IOSCO : <http://www.iosco.org/iosco.html>

PricewaterhouseCoopers : <http://www.pwcglobal.com/ias2005/>

SEC : <http://www.sec.gov/index.html>

EU : http://europa.eu.int/comm/internal_market/en/index.htm